

告 示

埼玉県告示第六百七十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、埼玉県から鶴ヶ島市の区域内において行われる（仮称）圏央鶴ヶ島インタ―チェンジ東側地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十九年六月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

鶴ヶ島市、川越市、狭山市、坂戸市、日高市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

川越市環境部環境政策課

狭山市環境経済部環境課

坂戸市環境産業部環境政策課

日高市市民生活部環境課

ロ 期間

平成二十九年六月六日（火）から平成二十九年七月六日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）